

福島市在宅訪問対応薬局

お薬の相談・管理はおまかせください！

- ◇ お薬をご自宅にお届けして、お薬の作用や注意する点、服用・使用方法などの説明をいたします。
- ◇ お薬の効果や副作用、また日常生活への影響等の確認を行い、主治医へ報告を行います。
- ◇ 患者さん個々の状態に応じた、お薬の管理方法や使用方法を提案させていただきます。

① お薬の管理に困っているかた

- ➡ 一包化や剤形の変更、お薬カレンダーによる服薬管理の支援

② お薬代が高いと感じているかた

- ➡ ジェネリック医薬品の提案など



一包化：1回分毎に分けて調剤

- ◇ お薬の使用状況（のみ忘れ、残薬、過不足等）を確認して医師やケアマネージャー等と連携を図り対応いたします。

対象者

- ◇ 医師の往診、訪問診療を受けている患者さん
- ◇ 通院が困難な患者さん



ご利用料金

※お薬代は別途ご請求となります。

1回のご利用料金	同一建物居住者以外	同一建物居住者
介護保険をご利用の方	503円	352円
介護保険をご利用でない方	1割負担 650円	1割負担 300円
(医療保険)	3割負担 1,950円	3割負担 900円

※麻薬管理が必要な方は、上記料金に100円（3割負担の場合は300円）が加算されます。

※薬局からの距離により交通費が発生する場合がございます。各薬局にご確認ください。

訪問薬剤管理サービスを利用するには

医師・歯科医師の「訪問薬剤管理指導」等の指示記載が必要です

方	処方欄・備考欄の何れかに 訪問指示の記載		訪問薬剤管理指導
備考	保険医署名 「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。		訪問薬剤管理指導
調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名		公費負担医療の 受給者番号	



介護保険の認定を受けている方は利用者（患者さん）と薬局の契約が必要です。

（居宅療養管理指導・介護支援居宅療養管理指導）

※介護保険の認定がない方は、医療保険（在宅患者訪問薬剤管理指導）での請求になります。

サービス利用の流れ

- ① 医師が往診後、処方せんを患者様へお渡し
- ② 医師から受け取った処方せんを薬局へFAX※
- ③ 準備したお薬を持って、薬剤師がご自宅へ訪問
- ④ 薬剤師がお薬に関連する患者様の状態や要望を医師へ報告

※FAX が自宅にない方は各薬局にご相談ください

医師や看護師・ケアマネージャー・ヘルパー、
その他各サービス事業所と連携してより良い
在宅療養が送れるようサポートいたします

福島薬剤師会在宅相談薬局 MAP は
こちらからご覧いただけます。



一般社団法人福島薬剤師会 在宅福祉委員会
〒960-8034 福島市置賜町 7-6 アルプスビル 5F-A
電話 024-525-8511 / FAX 024-525-8512
<http://www.f-yaku.com/>

薬局名

